

特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の
納入について

(東京都・山梨県及び関東各県以外の郵便局を利用される場合)

東京都・山梨県及び関東各県以外の郵便局で特別徴収税額を納入される特別徴収義務者の方につきましては、その郵便局を杉並区の特別徴収収納取扱郵便局に指定する必要があります。右の「公金収納取扱金融機関指定通知書」に払い込まれる郵便局名を記入のうえ、最初に納入される際に納入書とあわせて郵便局へ提出してください。

(特別徴収義務者控)

公金収納取扱金融機関指定通知書

_____郵便局

上記の郵便局を杉並区の特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額収納取扱局に指定しましたので、本綴の納入書によって納入してください。

年 月 日
杉 並 区 長

切り取り線

_____郵便局長様

年 月 日
杉 並 区 長
(公印省略)

公金収納取扱金融機関指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて杉並区の特別区民税・都民税・森林環境税特別徴収税額収納取扱局に指定しましたので通知します。

口座番号 00130-5-960027 (公27)
00110-5-960977 (公977)
加入者の名称 杉並区会計管理者
取りまとめ局 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター
(郵便番号 330-9794)